

## 議題(3)その他について

## ア 税率改正について

平成 29 年度に定めた税率見直しに関する方針に基づき、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の保険税率を決定しています。

今年度は、令和 3 年度から令和 5 年度分の税率等を設定する計画でしたが、令和 2 年 1 月に新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、感染拡大の影響に伴う景気や雇用の悪化が見られ、本市を始め全国的に生活支援事業や国保税の減免などを実施している状況であり、税率見直し方針に従い令和 3 年度の保険税率を引き上げることは、被保険者の理解が得られないと考えます。

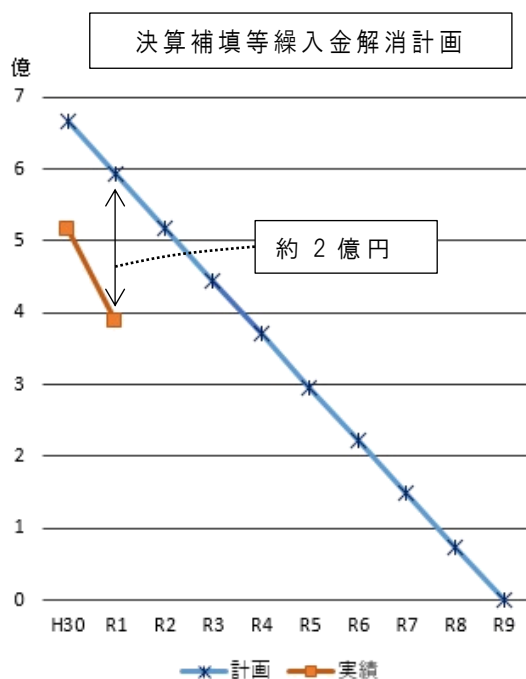
このため、**令和 3 年度の保険税率は令和 2 年度の水準に据置くこととし**、令和 4、5 年度分は令和 3 年度に、新型コロナウイルスの影響や納付金の動向を踏まえて慎重に税率の上げ幅を検討し、決定することとしました。

なお、資産割税率は計画どおり引き下げのため、令和 3 年度は令和 2 年度より約 2,900 万円の減収が見込まれますが、決算補填繰入金<sup>①</sup>の決算額は当初計画より低く推移しており、令和 3 年度の税率を令和 2 年度の水準に据置いても、当初計画どおり、令和 9 年度までに決算補填繰入金は解消できる見込みです。

R2	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	4.66%	14.35%	24,100円	22,500円
支援	1.45%	3.64%	7,300円	6,500円
介護	1.25%	3.50%	7,100円	5,300円



R3	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	4.66%	<b>12.30%</b>	24,100円	22,500円
支援	1.45%	<b>3.12%</b>	7,300円	6,500円
介護	1.25%	<b>3.00%</b>	7,100円	5,300円



〔据え置きできると判断した理由〕

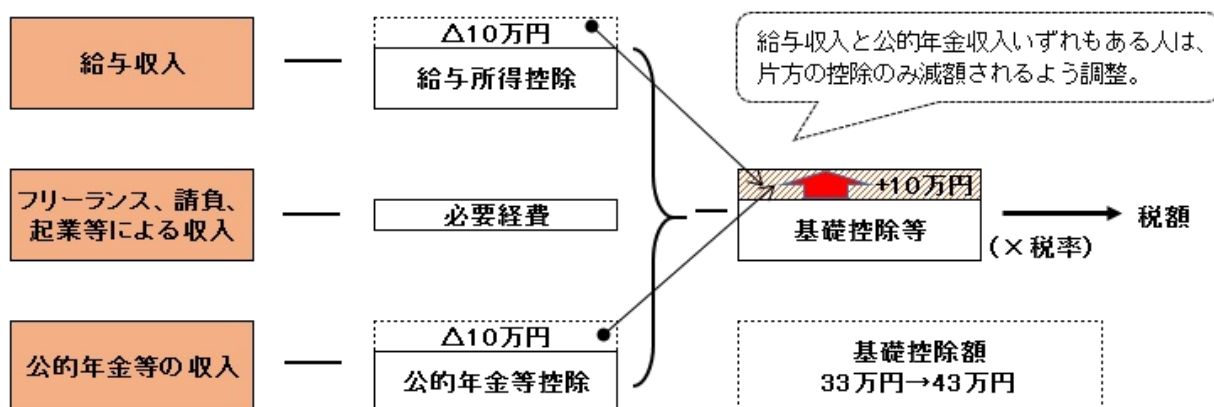
①平成 29 年度の計画策定時点に示されていた納付金額 43.8 億円から、収支不足額である決算補填額を 7.4 億円と算出し、計画を立てましたが、実際には 42.8 億円と 1 億円低い金額であったこと。

②県の納付金算定精度の向上や、平成 30 年度、令和元年度決算の累積剰余金の活用により、県が算定する納付金額が抑制される予定であること。

③令和元年度決算額では、決算補填繰入金額は計画値を約 2 億円下回っていること(計画より削減が進んでいる)。

## イ 今後の予定

平成 30 年度税制改正により、給与所得控除や公的年金等控除が 10 万円引き下げられるとともに、基礎控除が 10 万円引き上げられる等の改正が行われました。（施行日は令和 3 年 1 月 1 日）



この改正に伴い、国民健康保険税や保険給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、地方税法施行令が改正されました。国民健康保険税の減額に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げる等の規定を整備するため、本市条例の改正を行います。

### 《国民健康保険税の減額・・・低所得者に係る軽減》小牧市国民健康保険税条例第 2 6 条

現行	7 割軽減基準額	基礎控除額(33 万円)
	5 割軽減基準額	基礎控除額(33 万円)+28.5 万円×被保険者数 (※1)
	2 割軽減基準額	基礎控除額(33 万円)+52 万円×被保険者数 (※1)



改正後	7 割軽減基準額	基礎控除額(43 万円)+10 万円×(給与所得者等の数(※2)-1)
	5 割軽減基準額	基礎控除額(43 万円)+ 28.5 万円×被保険者数 (※1) +10 万円×(給与所得者等の数(※2)-1)
	2 割軽減基準額	基礎控除額(43 万円)+ 52 万円×被保険者数 (※1) +10 万円×(給与所得者等の数(※2)-1)

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む。

※2 一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）と公的年金等の支給（60 万円超(65 歳未満)又は 110 万円超(65 歳以上))を受ける者